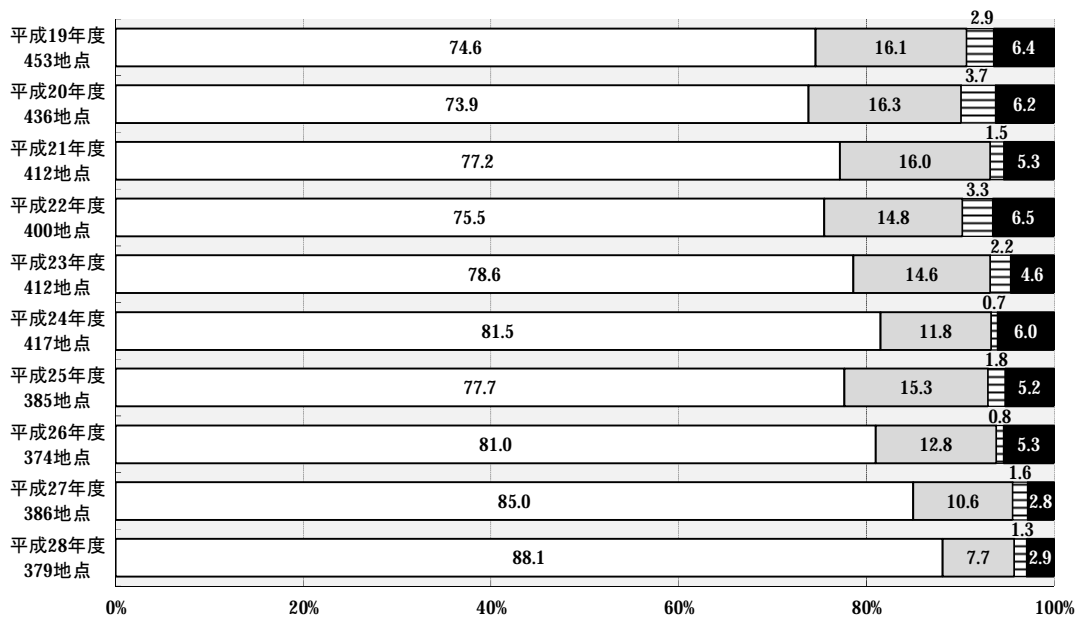


#### 4-1 環境騒音（一般地域）の環境保全目標達成状況の推移



□昼・夜間とも基準値以下   □昼間のみ基準値以下   □夜間のみ基準値以下   ■昼・夜間とも基準値超過

- 注) 1 昼間：午前6時～午後10時   夜間：午後10時～翌日の午前6時  
 2 環境保全目標の地域の類型及び目標値は下表のとおり  
 3 %値は総数に対する割合で、項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

#### 騒音に係る環境保全目標（一般地域）

地域の類型	目標値 (デシベル)		該当地域
	昼間	夜間	
AA	昼間	50以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
	夜間	40以下	
A	昼間	55以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	夜間	45以下	
B	昼間	55以下	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
	夜間	45以下	
C	昼間	60以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)
	夜間	50以下	